

名取市食品ロス削減行動指針

令和 8 年度～令和 12 年度

令和 8 年 7 月

名取市

目 次

第 1 章 行動指針策定の経緯	1
1 行動指針の趣旨	1
2 行動指針の期間	1
第 2 章 食品ロスの現状	2
1 国の状況	2
2 本市の状況	2
第 3 章 基本的な施策	4
1 食品ロス削減に向けた啓発・情報発信	4
2 3きり運動、食べきり運動等の周知	4
3 食材を使いきる環境づくり	4
4 フードドライブ等による未利用食品の有効活用の推進	4
第 4 章 求められる役割と行動	5
1 各主体の役割と行動	6

第1章 行動指針策定の経緯

1 行動指針の趣旨

世界では、人口が急増しつつあり、深刻な飢えや栄養不足に苦しんでいる人々は約 7.3 億人と推計されています¹。一方、世界の食料廃棄量は年間約 13 億トンと推計され、人の消費のために生産された食料のおよそ 3 分の 1 が廃棄されている現状にあります²。平成 27 年（2015 年）9 月 25 日に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に基づく持続可能な開発目標（SDGs）においても、「目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する」にて、食品廃棄の減少は重要な柱として位置づけられました³。

国際的に食料廃棄の削減が重要な課題となっている中、日本においては、食料自給率（カロリーベース）が約 38%と低く⁴、食料の多くを海外からの輸入に依存しながらも、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロス⁵が発生しています。

こうした状況を踏まえ、市民（消費者）、事業者、民間団体、行政等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年 5 月 24 日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立し、令和元年 5 月 31 日に公布、10 月 1 日に施行されました。

宮城県では、「宮城県循環型社会形成推進計画（第 3 期）（令和 3 年 3 月策定）」において食品ロス対策が重視され、令和 4 年 3 月に「食品ロス削減推進計画」が策定されました。

こうした状況を踏まえ、本市においても食品ロス削減に向けた取り組みを推進するため「名取市食品ロス削減行動指針」を策定するものです。

2 行動指針の期間

本行動指針の期間は、令和 8 度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間とします。

¹ Food and Agriculture Organization (2024)、THE STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD 2024

² 国際連合食糧農業機関（FAO）（2011）「世界の食料ロスと食料廃棄」

³ 目標 12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

⁴ 農林水産省「食料需給表 令和 6 年度（令和 7 年 10 月公表）」

⁵ 本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれる。「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和 2 年 3 月 31 日公表）（以下「食品ロス削減推進方針」という。）より引用」

第2章 食品ロスの現状

1 国の状況

日本の食品ロス量は年間 464 万トン（令和 5 年度）と推計され、このうち、食品関連事業者等から発生する「事業系食品ロス量」は約 231 万トン、一般家庭から発生する「家庭系食品ロス量」は約 233 万トンとなります⁶。また、まだ食べることができる食品が廃棄されている（無駄になる）ことに加え、その食品が製造・販売される過程で投入された資源も無駄になるという点でも課題があります。国の推計結果によると、令和 5 年度の食品ロス量は年間約 4 兆円の経済損失、約 1,050 万トン-CO2 に相当します⁷。

2 本市の状況

宮城県では、環境省「一般廃棄物処理実態調査」による県内市町村の家庭系可燃ごみ量、食品リサイクル法に基づく事業所からの食品廃棄物等の定期報告及び国（環境省、農林水産省）の統計資料などから、県内の食品ロス量（令和 5 年度）の推計を行いました。

その結果、家庭から発生した「家庭系食品ロス量」は 3.8 万トン、事業所から発生した「事業系食品ロス量」は 3.7 万トンと推計されています。ここから、県内全体のごみ搬入量に占める食品ロス量の割合（以下「食品ロス割合」という。）を算出すると、家庭系は 7.53 パーセント、事業系は 16.20 パーセントとなります。

この食品ロス割合を用いて本市の食品ロス量を試算すると、「家庭系食品ロス量」は 1,376 トン（1 人 1 日あたり約 47 グラム）、「事業系食品ロス量」は 1,088 トン（1 人 1 日あたり約 37 グラム）と推定されます。家庭系と事業系を合わせると、本市の 1 人 1 日あたりの食品ロス量は 84 グラムとなり、1 人年間あたりでは約 30 キログラムにもなります。このように、本市においても多くの食品ロスが発生していると考えられます。

⁶ 環境省、農林水産省「2023（令和 5）年度食品ロス量推計値（令和 7 年 6 月公表）」

⁷ 消費者庁「食品ロスによる経常的損失・温室効果ガス排出量推計値（令和 7 年 6 月公表）」

宮城県の食品ロス量

宮城県 (人口： 2,244,297人 令和5年10月1 日現在)	家庭系			
	食品ロス量	1人1日当たりの発生量	ごみ搬入量	食品ロス割合 (食品ロス量/ごみ搬入量)
	38,000トン ⁸	46 g /人・日	504,442トン ⁹	7.53%
	事業系			
	食品ロス量	1人1日当たりの発生量	ごみ搬入量	食品ロス割合 (食品ロス量/ごみ搬入量)
	37,000トン ⁸	45 g /人・日	228,465トン ⁹	16.20%

名取市の食品ロス量（推定）

名取市 (人口： 79,655人 令和6年3月31 日現在)	家庭系		
	ごみ搬入量	食品ロス量 (ごみ搬入量×宮城県食品ロス割合)	1人1日当たりの発生量 (食品ロス量/日数(366日)/人口)
	18,277トン ¹⁰	1,376トン	47 g /人・日
	事業系		
	ごみ搬入量	食品ロス量 (ごみ搬入量×宮城県食品ロス割合)	1人1日当たりの発生量 (食品ロス量/日数(366日)/人口)
	6,714トン ¹⁰	1,088トン	37 g /人・日

⁸ 宮城県内で発生した食品ロス量（令和5年度推計値）「宮城県ホームページより引用」

⁹ 宮城県「一般廃棄物処理事業実態調査結果総括表（令和5年度集計結果）」

¹⁰ 宮城県「一般廃棄物処理事業実態調査結果総括表（令和5年度集計結果）」

第3章 基本的な施策

本市の特性や現状を踏まえ、以下の取組・施策を推進するとともに、新たな取り組みを積極的に検討していきます。

1 食品ロス削減に向けた啓発・情報発信

食品ロス削減のための自主的な行動を促すため、市民（消費者）・事業者・民間団体に対し、広報紙、イベント、ホームページ、SNS 等を活用した情報提供を行い、食品ロス削減意識の醸成を図ります。

2 3きり運動、食べきり運動等の周知

食品の計画的購入や冷蔵庫の整理に向けて、食材の「使いきり」「食べきり」、生ごみの「水きり」からなる「3きり運動」の周知に取り組むとともに、全国的な食べきり運動の動向を踏まえた、食べ残し削減の啓発に努め、家庭や地域全体における食品ロスの発生抑制を図ります。また、学校給食における食育を通じて子どもたちの食への理解を深め、食べ残し削減に向けた意識の向上を図ります。

3 食材を使いきる環境づくり

家庭で発生する食品ロスは、大きく「食べ残し・直接廃棄・過剰除去」の三つに大別されます。これらは、レシピを工夫することや期限表示や食材についての正しい知識を得ることで、おいしく食べることができます。市民が「もったいない」を意識して食材を無駄なく使いきることができるような環境づくりに取り組みます。併せて、生ごみの堆肥化等の資源化を促進し、食品廃棄物の削減を図ります。

4 フードドライブ等による未利用食品の有効活用の推進

未利用食品とは、小売り・消費段階においては、消費期限・賞味期限が過ぎておらず、破損等もない、まだ食べることができる手つかずの食品です。本市においては、フードドライブ¹¹やフードバンクの実施をするとともに、様々な機会を捉えて未利用食品の有効活用を推進します。また、フードシェアリングサービス¹²を検討し、食品関連事業者からでる未利用食品の売り切りを促進します。

¹¹ 家庭で余っている食べ物を学校や職場等に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク活動団体等に寄附する活動。「食品ロス削減推進方針より引用」

¹² そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチングサービス。「食品ロス削減推進方針より引用」

第4章 求められる役割と行動

食品ロス削減のためには、私たち市民一人ひとりが「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが求められます。

- ① 食べ物を無駄にしない意識を持ち、
- ② 食品ロス削減の必要性について認識した上で、
- ③ 生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において食品ロスが発生していることや、
- ④ 消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的行動を理解し、
- ⑤ 可能なものから具体的な行動に移す。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、市民（消費者）、事業者、民間団体、行政（名取市）の多様な主体が連携・協働し、市民運動として食品ロスの削減を推進していくものとします。

1 各主体の役割と行動

(1) 市 民（消費者）

① 買い物
・食事のメニューを計画してから、買い物をします。 ・買い物をする前に冷蔵庫などの在庫チェックを行い、買い物リストを作ってから、買い物をします。 ・すぐ食べる食品は、陳列棚の前の列から取ります。(てまえどり¹³⁾)
② 食品の保存
・早く使う必要がある食品が残っていないか、冷蔵庫内をよく探し、傷みやすい食品を冷蔵庫の見やすい位置に置きます。 ・食品はローリングストック¹⁴で保存します。 ・不要になってしまった食品をフードドライブなどに寄付します。 ・賞味期限¹⁵を過ぎた食品であっても、食べられるかどうか個別に判断します。
③ 調理（作りすぎ予防）
・必要な分量を量ります。 ・家族の食事の予定や体調を確認します。 ・食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにします。 ・残っている食材を使い切る料理を作ります。
④ 外食
・食べきれる量を注文します。食べきれなかった料理は、お店と相談し衛生面に配慮したうえで、持ち帰りを活用します。 ・会食時、最初の30分間と最後の10分間は料理を楽しむ時間を設ける「30・10運動」の実践をします。¹⁶

¹³ 日頃の買物の際、購入してすぐに食べるものについて、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ行為。「食品ロス削減推進方針より引用」

¹⁴ 普段食べている食品を少し多めに買い置きし、古いものから使って、使った分だけ購入する備蓄方法

¹⁵ 定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。ただし、当該期限を超えた場合でも、これらの品質が保持されていることがある。「食品ロス削減推進方針より引用」

¹⁶ 食べ残しを減少させるキャンペーンで、乾杯後30分間は席を立たずに料理を食べ、お開き10分前で自分の席で再度料理を楽しむ行為。「環境省ホームページより引用」

(2) 事業者

① 農林水産業
・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進します。
② 食品製造業
・食品リサイクル法（平成13年5月施行）に基づき食品廃棄物の削減を推進し、自らの事業活動に関して排出している食品ロスについて適切に把握し、その削減につながる取り組みを実践します。 ・食品原料の無駄のない利用や、製造工程・出荷工程における適正管理、端材等従来廃棄されていた食材の活用検討等により、食品ロスの削減に努めます。 ・卸売業者や小売店などと連携・協力して、規格外品の有効活用や 1/3 ルール¹⁷等の商習慣の見直しに積極的に取り組みます。 ・食事量の調整可能な商品の提供など、家庭系食品ロス削減に有効な取組を推進します。 ・やむを得ず発生する事業系食品廃棄物については、飼料や堆肥への利用及びエネルギー回収利用など、再生利用を推進します。
③ 食品卸売業・小売業
・食品の流通・販売過程において、自らの事業活動に関して排出している食品ロスについて適切に把握し、その削減につながる取組を実践します。 ・食品製造業者などと連携・協力して、規格外品の有効利用や 1/3 ルール等の商習慣の見直しに積極的に取り組みます。 ・消費者に対して、「てまえどり」の協力呼びかけなど、食品ロス削減に有効な取組を推進します。 ・消費者に対する小分け商品、少量パック商品の提供、賞味期限・消費期限¹⁸に関する啓発、食品ロスの少ない料理方法の情報提供等、家庭系食品ロス削減に有効な取組を推進します。 ・やむを得ず発生する事業系食品廃棄物については、飼料や堆肥への利用、エネルギー回収利用など、再生利用を推進します。

¹⁷ サプライチェーンにおける、賞味期間の3分の1以内で小売店舗に納品する慣例。「食品ロス削減推進方針より引用」

¹⁸ 定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質（状態）の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限。「食品ロス削減推進方針より引用」

④ 外食産業

- ・飲食店等において、自らの事業活動に関して排出している食品ロスについて適切に把握し、その削減につながる取組を実践します。
- ・小盛メニューの提供や料理の持ち帰りなど、食品ロス削減に有効な取組を推進します。
- ・「みやぎの食べきりモデル店舗（モデル店）¹⁹」の認定、食べきり啓発用資材（コースターやポスター等）の活用などを通じ、顧客の食べ残しによる食品ロスの削減に取り組みます。
- ・やむを得ず発生する事業系食品廃棄物については、飼料や堆肥への利用及びエネルギー回収利用など、再生利用を推進します。

（３）民間団体

- ・NPOなどの民間団体は、県や市町村、食品関連事業者等と連携し、食品ロス削減を図るため、市民及び事業者への幅広い普及啓発に取り組みます。
- ・食品ロス削減につながるイベントや公開講座及びフードドライブ・フードバンクの活動に関わる積極的な情報発信を行います。

（４）行 政（名取市）

- ・市民（消費者）・事業者・民間団体と連携し、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講じ、食品ロス削減に幅広く取り組みます。
- ・3きり運動、食べきり運動等の周知、啓発に取り組みます。また、学校における食育を通じて、食べ残し削減に向けた意識の向上を図ります。
- ・調理で発生する食品ロス削減のため、食材を使い切る環境づくりに取り組みます。
- ・未利用食品等を有効活用するフードバンク・フードドライブ活動を推進します。

¹⁹ 宮城県でみやぎ食品ロス削減協力店として登録された、食品ロス削減活動を実施する飲食店、宿泊施設及び食品小売店。「宮城県ホームページより引用」